

食品安全委員会（第419回会合）議事次第

1. 日時及び場所

平成24年2月16日（木） 14:00～
大会議室

2. 出席委員（7名）

小 泉 直 子（委員長）
熊 谷 進（委員長代理）
長 尾 拓
野 村 一 正
畑 江 敬 子
廣 瀬 雅 雄
村 田 容 常

3. 議 事

- (1) 食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する「食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」について
 - ・食品衛生法第11条第1項の規定に基づき定められた「食品、添加物等の規格基準」の「過酸化水素」の使用基準の改正（厚生労働省からの説明）
- (2) 添加物専門調査会における審議結果について
 - ・「イソプロパノール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- (3) 企画等専門調査会における審議結果について
 - ・平成23年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について
 - ・「自ら評価」の今後の進め方について
 - ・平成24年度食品安全委員会運営計画について
 - ・平成23年度食品安全委員会緊急時対応訓練及び平成24年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について
- (4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
 - ・農薬「ピラフルフェンエチル」に係る食品健康影響評価について
 - ・農薬「メタフルミゾン」に係る食品健康影響評価について
 - ・農薬「レピメクチン」に係る食品健康影響評価について
 - ・遺伝子組換え食品等「BR151(pUMQ1)株を利用して生産された4- α -グルカノトランスフェラーゼ」に係る食品健康影響評価について

- (5) 「食品安全委員会における調査審議方法等について」の改正について
- (6) 食品安全関係情報（1月21日～2月3日収集分）について
- (7) その他

4. 配布資料

- (1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）
- (2) 添加物専門調査会における審議結果について〈イソプロパノール〉
- (3) 企画等専門調査会において調査審議を行った事項について（報告）
- (4-1) 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈ピラフルフェンエチル〉
- (4-2) 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈メタフルミゾン〉
- (4-3) 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈レピメクチン〉
- (4-4) 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈BR151 (pUMQ1) 株を利用して生産された4- α -グルカノトランスフェラーゼ〉
- (5) 食品安全委員会における調査審議方法等について（案）
- (6-1) 食品安全関係情報（1月21日～2月3日収集分）について
- (6-2) 食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報